

平成 29 年 2 月 20 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

米国リート債券ファンド (為替ヘッジあり)2017-03



当社は、平成 29 年 3 月 31 日に米国リート債券ファンド（為替ヘッジあり）2017-03 の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

∞ 大和投資信託からのメッセージ ∞

私どもは、現在の低金利環境下において先進国の債券での運用をお考えのお客さまに、相対的に高い利回りが期待できる米国のリート債券に投資するファンドを提供させていただくこととしました。

リート債券は、投資信託の投資対象として人気のある「リート」が発行または保証する債券です。リート債券は特有の財務制限から、企業が発行する社債と比べてデフォルト事例が少ないという特長があります。

当ファンドは金利リスクに配慮しつつ、リート債券に投資し、為替をヘッジすることで安定した利回りを享受することをめざします。

記

1. ファンドの目的

米国のリート債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

2. ファンドの特色

1 米国のリート債券に投資します。

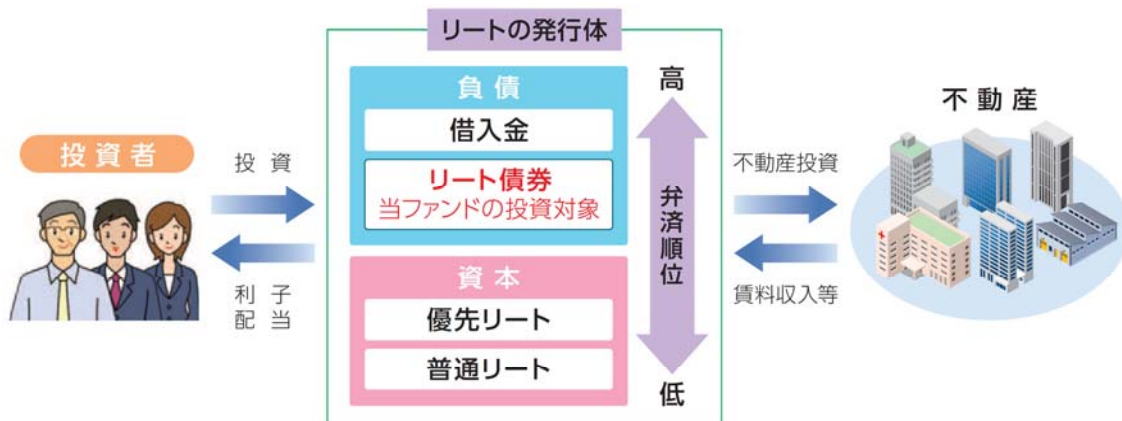
※当ファンドにおいて、「米国のリート債券」とは、米国の不動産投資法人または不動産投資信託が発行または保証する債券等をいいます。

※米国以外の国のリート債券に投資することがあります。

リート債券とは

- ◆ 企業が発行する社債に相当するもので、不動産投資法人または不動産投資信託が資金調達的手段として発行しています。
 - ◆ 一般に、リート債券を発行する際には財務制限が課されており、財務健全性が維持されやすい仕組みになっています。
 - ◆ このため過去のデフォルト事例が少なく、またデフォルト時には高い回収率が期待できます。
- 上記は一般的なリート債券の性質について説明したものであり、実際のリート債券の性質すべてを網羅したものではなく、これに当てはまらない場合もあります。

リート(不動産投資法人・不動産投資信託)の資金の流れ(イメージ)



• 上記は、リートの仕組みをわかりやすく説明するために示した一般的なイメージです。

• 弁済順位とは、発行体が倒産等となった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位をいいます。

- ◆ リート債券の格付けは、取得時においてBBB格相当以上とします。

信用度と債券の格付けについて

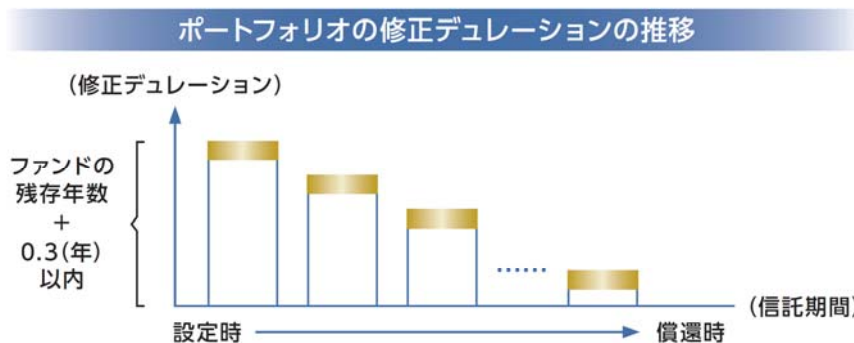
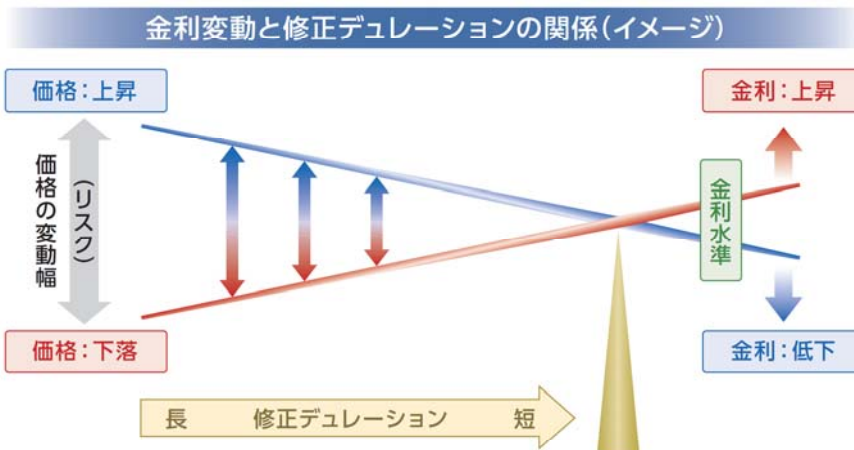
信用度	格付け	
	S&P、フィッチの場合	ムーディーズの場合
高い ↑ 投資適格債券	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BBB+ BBB BBB-	Baa1 Baa2 Baa3
低い ↓	BB	Ba
	B	B
	⋮	⋮

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、フィッチ、ムーディーズ(Moody's)といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

- ◆ ポートフォリオの修正デュレーションは、ファンドの残存年数+0.3(年)以内とすることをめざします。

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動(ブレ幅)が大きくなります。



- ◆ 流動性の確保およびポートフォリオの修正デュレーションの調整のため、米国および日本の国債に投資することがあります。

- ◆ 運用の一部は、ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドが行ないます。

マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドについて

- ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド(所在地:英国 ロンドン)は、1987年にロンドンにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。

2 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

- ※ 為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ※ 為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.~2.の運用が行なわれないことがあります。

3 購入の申込みは、平成29年3月30日までとなります。

(注)当ファンドは単位型のため、申込みの受け付けは上記の期間のみとなります。

4 毎年3月15日および9月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、平成29年9月15日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]




- 1 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。
- 2 原則として、経費控除後の配当等収益の中から分配することをめざします。
ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

 リート債券の 価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	リート債券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、リート債券の価格は、不動産市況の変動、リート債券の発行体の信用状況によっても変動します。 特に、リート債券の発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、リート債券の価格は下落します。 組入リート債券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。 なお、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
 カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

4. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)1.08%(税抜1.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、 取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		料 率 等	費 用 の 内 容
運用管理費用 (信託報酬)		年率1.0638% (税抜0.985%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して 左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末、 途中換金および信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配 分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.48%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、 目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	年率0.48%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・ 手 数 料		(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプ ション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等 を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。


(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。


※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。


※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。


5. ご参考

◆ 販売会社：北陸銀行

 <p>購入時</p>	購入の申込期間	平成29年3月6日から平成29年3月30日まで
	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	1万口当たり1万円
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 <p>換金時</p>	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 <p>申込について</p>	申込受付中止日	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

 その他	信託期間	平成34年3月15日まで(平成29年3月31日設定)
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき ● すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行いません。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。
	決算日	毎年3月15日および9月15日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成29年9月15日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
	信託金の限度額	200億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[http://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※平成28年12月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：みずほ信託銀行

6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上